

3 建企第 447 号
令和 4 年 1 月 27 日

受注者各位

建設企画課長

配置技術者の資格確認時の提出書類（技術検定関係）の見直しについて

これまで、建設業法第 27 条第 1 項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第 5 項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきました。

今回、技術者の早期の活躍を図るため、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 見直しの要旨

これまで「合格証明書」（証書）の写しで資格確認を行っていたものを「合格通知書」（ハガキ）で行えるものとする。ただし、合格通知書の通知日から 180 日間に限るものとする。

2. 一般競争入札における見直し

入札公告共通事項書を以下のとおり見直す。

(1) 「総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型）」、「総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）」

現行	見直し
4 競争入札参加資格の確認に必要な提出書類 (中略) (1)カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第 4 号）及びその添付書類	4 競争入札参加資格の確認に必要な提出書類 (中略) (1)カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第 4 号）及びその添付書類 <u>※様式第 4 号に添付する「免許を証明する書面の写し」</u> について、建設業法によ

	<p><u>る技術検定資格の場合は、合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の通知日から180日間に限り有効とし、上記様式第4号の提出期限の日において有効であること。</u></p>
--	--

※高度技術提案型以外においては、4（2）エにおいても同様の見直しを行う。

（2）「建設工事事後審査型入札公告共通事項書」

現行	見直し
<p>3 競争入札参加資格の確認に必要な提出書類</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>キ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類</p>	<p>3 競争入札参加資格の確認に必要な提出書類</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>キ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類</p> <p><u>※様式第4号に添付する「免許を証明する書面の写し」について、建設業法による技術検定資格の場合は、合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の通知日から180日間に限り有効とし、上記様式第4号の提出期限の日において有効であること。</u></p>

3. 指名競争入札における見直し

技術者の届出（現場代理人等決定通知書の提出）において、添付書類として「合格通知書」（ハガキ）の写しの添付も可とし、「長崎県建設工事標準請負契約書の作成方法（改訂版）」【契約に係る提出書類チェックリスト】「8 配置技術者の資格者証の写し」を、以下のように見直す。

(1) 現行

No.	提出日	書類名	根拠条文	提出先		備考(金額区分)	提出 チェック
				監督員	契約 担当者		
8	工事の始期の 前日まで	配置技術者の資格者 証の写し	現場代理人等決定 (変更)通知書の 添付書類	● 余裕期間 に提出	● 当初契約 時提出		

(2) 見直し

上記備考欄に以下のとおり追記する。

建設業法による技術検定資格の場合は、合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の通知日から180日間に限り有効とし、現場代理人等決定(変更)通知書の提出期限の日において有効であること。

4. 適用時期

令和4年1月27日以降に開札日を迎える入札から適用する。